

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、同条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、小樽市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林（市指定条件）

所在地・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	樹種	林齢
小樽市塩谷3丁目	76-11, 12	山林	1.80	カラマツ	62～72
小樽市塩谷3丁目	76-9, 10	原野	0.60	カラマツ他	72～81
小樽市塩谷3丁目	76-13	山林	1.12	カラマツ	71
小樽市塩谷3丁目	75-12	山林	0.08	カラマツ	70
小樽市朝里川温泉 1丁目	50-33, 70, 88	原野	1.20	カラマツ他	38～71

3 経営管理実施権の設定にかかる諸条件

別紙1（経営管理権集積計画）のとおり

※経営管理実施権の始期及び存続期間（市指定条件）

始期：2025年2月20日、終期：2039年3月28日（集積計画の経営管理権の存続期間）

4 スケジュール

- | | | |
|-----------------------|----------------------|-----------|
| (1) 募集開始 | 令和6年12月20日(金) | 企画提案書受付開始 |
| (2) 質問の締切り | 令和6年12月26日(木) | |
| (3) 質問の回答期限 | 令和7年1月10日(金) | |
| (4) 募集終了 | 令和7年1月24日(金) | 企画提案書締切り |
| (5) 審査 | 令和7年1月29日(水) | |
| (6) 採用事業者の選定・非選定結果の通知 | 令和7年1月30日(木) | |
| (7) 経営管理実施権配分計画の作成 | 令和7年1月31日(金)～2月7日(金) | |
| (8) 経営管理実施権配分計画の公告予定 | 令和7年2月20日(木)頃 | |

5 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本5部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

企画提案書（様式－1）及び見積書

① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 北海道林業事業体登録情報（変更箇所がある場合は、速やかに更新手続をして、間に合わない場合は、現在の登録情報に変更箇所が解る資料を添付して提出してください。）

(2) 提出先

ア 電子メールの場合 E-mail : norin-suisan@city.otaru.lg.jp

イ 郵送の場合 〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号
小樽市産業港湾部農林水産課（森林整備担当）

※ いずれの場合もスケジュールの企画提案書受付終了期限日の 17 : 20 まで必着

※ 電子メール場合は、1 回のメールで 3MB 以下のサイズで送信し、データ量が多い場合、複数回に分けて送付ください。

（3）企画提案書の記載における留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
全体	企画提案書の作成にあたっては、経営管理集積計画の内容のほか、現場条件等を十分踏まえたものとしてください。経営管理実施権者として採用された場合は、原則として、提示した企画提案書の内容を遵守する必要があります（小樽市が特に認めた場合を除く）。 記載内容が企画提案書の様式の欄で不足する場合は、別紙（任意の様式）で説明を補足してください。
現場責任者	本事業に関して、現場作業や事務処理など、全体の業務を総括的に指揮・監督する現場責任者を選任してください。
見積書の作成、実際に森林所有者に支払う金額の算出	見積書の作成にあたっては、現場条件や施業内容を十分踏まえたものとしてください。 ※森林所有者への支払額の計算方法は、経営管理集積計画に記載されている内容となります。

6 募集内容に関する質問（令和 6 年 12 月 26 日（木）まで）

（1）質問提出

募集内容に関する質問は、期限までに、質問書（様式—2）により電子メール、郵送（配達記録郵便）、FAX のいずれかにより提出してください。電話や来庁等による個別の問い合わせには応じられません。

（2）提出先

ア 電子メールの場合 E-mail : norin-suisan@city.otaru.lg.jp

イ 郵送の場合 〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号
小樽市産業港湾部農林水産課（森林整備担当）

ウ FAX の場合 0134-33-7432

※ いずれの場合もスケジュールの企画提案書受付終了期限日の 17 : 20 まで必着

（3）質問に対する回答方法

一般的な質問に対する回答は、質問期限までに質問者へ個別に直接回答します。

応募者の民間事業者全員が知るべき情報は、ホームページに回答を載せます。

7 その他

候補森林の現地視察は、実施いたしません、希望がある場合は森林整備担当まで個別に連絡をしてください。また、今回の募集に係る経営管理権集積計画は、小樽市ホームページで縦覧可能ですので参照ください。